事　務　連　絡
平成19年11月30日

総合行政ネットワーク参加団体
LGWAN責任者　各位
登録分局責任者　各位

財団法人地方自治情報センター
総合行政ネットワーク全国センター
全国センター長 太田　正剛

地方公共団体組織認証基盤における組織CAの認証局システム見直しに伴う参加団体の対応について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は、地方公共団体組織認証基盤の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標題の件につきましては、総合行政ネットワーク運営協議会の決定(注)に従い、組織CAの認証局システム見直し事業を実施しているところです。
今後、認証局システム及び証明書発行等申請管理システムの切替えを平成20年2月に実施すること、また、現行の認証局システムの廃止を同年3月末（PrintableString）と同年9月末（UTF8String）にそれぞれ実施する予定としております。
これに伴い、現在ご利用いただいているログイン用カード／データ並びに職責証明書及び文書交換証明書につきましては、有効期限の有無にかかわらずご利用できなくなりますので、改めて発行の手続きを行っていただく必要があります。
つきましては、本事業の実施に伴い、各参加団体でご対応いただく事項を「(別紙) 地方公共団体組織認証基盤における組織CAの認証局システム切替えについて」のとおり取りまとめましたので、各参加団体におかれましては、十分ご理解をいただき、適切にご対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(注)協議会議案
(1) 平成17年度第2回運営協議会の議案第6号(3)（地方公共団体組織認証基盤における都道府県域認証局システムの最適化計画について）
(2) 平成18年度第2回運営協議会の議案第5号（平成19年度総合行政ネットワーク整備事業について）
(3) 平成19年度第1回運営協議会の議案第3号（地方公共団体組織認証基盤における都道府県域認証局システムの最適化に関する今後のスケジュールについて）

本件に関するお問い合わせ先：
（財）地方自治情報センターLGWAN全国センター
担当：認証局企画グループ
TEL03-5214-0423　FAX03-5214-0427
LGWAN-Mail：grp401@lasdec.lgwan.jp

（別紙）地方公共団体組織認証基盤における組織 CA の認証局システム切替えについて

地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の最適化事業では、平成 20 年 2 月初めに、組織 CA の証明書発行等の機能を、現行の都道府県域認証局システム（以下、「都道府県域 CA システム」といいます）から、新たに構築する組織認証局システム（以下、「組織 CA システム」といいます）に切替えを行います。併せて、証明書発行等申請管理システム（以下、「CIRS」といいます）の切替え作業を実施します。

本資料は、システム切替えに関する運用スケジュール及び LGWAN 参加団体（登録分局、証明書利用者、LGWAN 責任者）において対応が必要な事項について説明するものです。本事業の概要及び全体スケジュールについては、本資料末尾の参考資料「地方公共団体組織認証基盤における組織 CA の認証局システム最適化について」をご覧ください。

なお、本資料では、切替え前の都道府県域 CA システム及び CIRS を総称して「現行システム」、切替え後の組織 CA システム及び CIRS を総称して「新システム」と呼びます。

1　運用スケジュール

現行システムから新システムへの切替えに関する運用スケジュールを図 1 に示します。

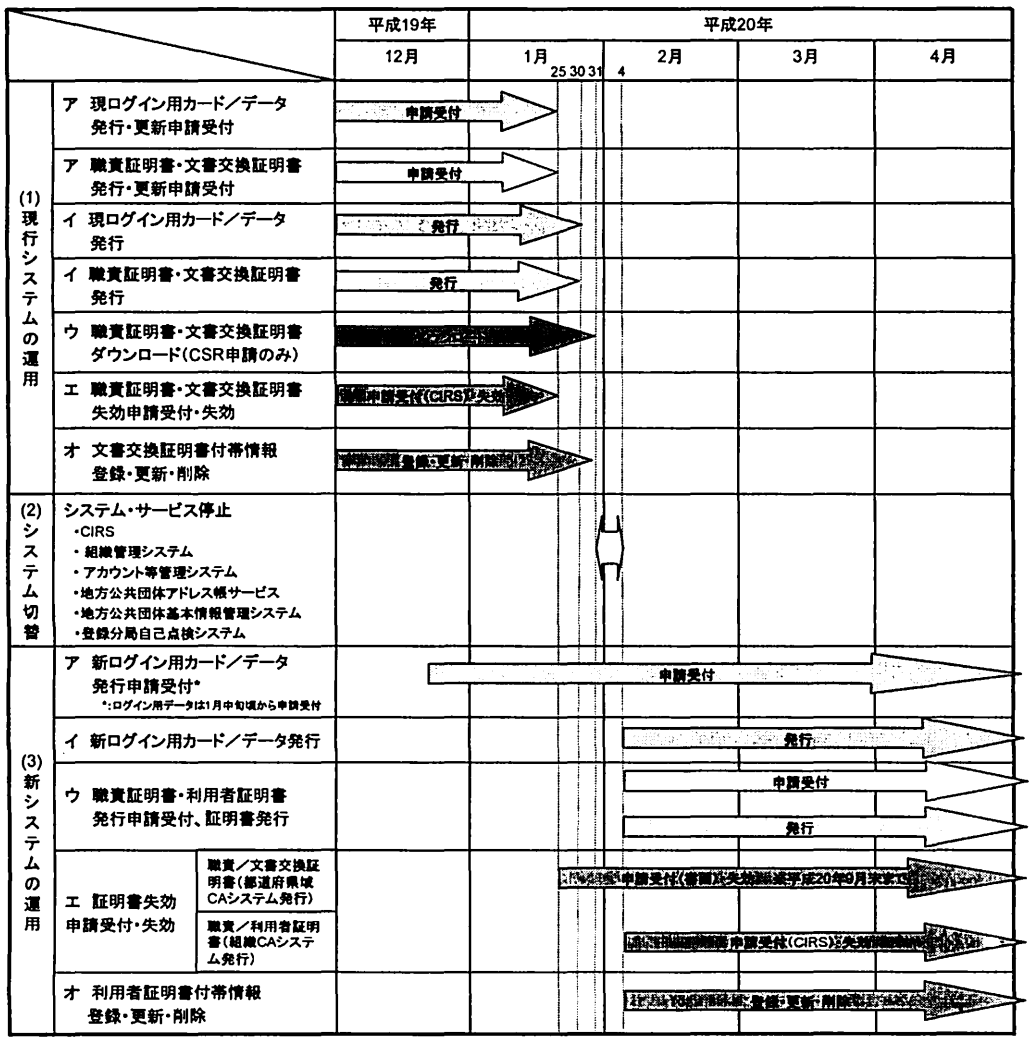

※現ログイン用カード／データ：現行システムに対応したログイン用カード／データ

新ログイン用カード／データ　：新システムに対応したログイン用カード／データ

図 1　システム切替えスケジュール

図１についての詳細は、次のとおりです。

(1) 現行システムの運用

ア　現行システムによる発行・更新申請受付

現行システムによる現ログイン用カード／データの発行・更新及び、職責証明書及び文書交換証明書の発行・更新の申請受付期限は、平成 20 年 1 月 25 日（金）までとします。郵送による申請は当日着分まで、CSR 申請は当日中のオンライン申請到着分までを受け付けるものとします。なお、申請内容に不備がある場合は、申請不受理とし、再申請は受け付けないこととします。

イ　現行システムによる発行

平成 20 年 1 月 25 日（金）までに発行又は更新申請を受け付けた現ログイン用カード／データ、職責証明書及び文書交換証明書は、平成 20 年 1 月 30 日（水）までに発行します。

ウ　職責証明書・文書交換証明書のダウンロード（CSR 申請のみ）

CSR 申請で現行システムから発行した職責証明書及び文書交換証明書のダウンロード（ファイル取得）期限は、平成 20 年 1 月 31 日（木）17 時までとします。なお、新システムへの切替え後は現行システムで発行した両証明書のダウンロードは不可能となりますので、必ず期限までにダウンロードするようご注意ください。

エ　職責証明書・文書交換証明書の失効

現行システムで発行した職責証明書及び文書交換証明書の失効は、平成 20 年 1 月 25 日（金）までは CIRS によるオンラインでの申請が可能です。なお、平成 20 年 1 月 26 日（土）以降、都道府県域 CA システム廃止までの間に失効が必要な場合は、書面による申請となります。

オ　文書交換証明書付帯情報の登録・更新・削除

文書交換証明書の付帯情報の登録・更新・削除の入力期限は、平成 20 年 1 月 31 日（木）17 時までとします。なお、新システムへの切替え後は、文書交換証明書の付帯情報の登録・更新・削除は行えなくなりますので、ご注意ください（登録済みの情報は、平成 20 年 9 月末まで LGWAN 電子文書交換システムで使用可能です）。

(2) システム切替え

現行システムから新システムへの切替え作業を、平成 20 年 1 月 31 日（木）17 時から 2 月 3 日（日）の間に実施する予定です。この期間中は、以下のシステム又はサービスがご利用いただけませんので、予めご了承ください。

- CIRS（証明書発行・更新・失効）
- CIRS（付帯情報登録・更新・削除）
- 組織管理システム（組織情報の登録・更新・削除）
- アカウント等管理システム（アカウント情報の登録・更新・削除）
- 地方公共団体アドレス帳サービス（アドレス帳の検索等）
- 地方公共団体基本情報管理サービス（基本情報の検索等）
- 登録分局自己点検システム（自己点検結果の実施・回答）

(3) 新システムの運用

ア　新ログイン用カード／データ発行申請受付

新システムで使用する新ログイン用カードの発行申請は、システム切替え時の申請の集中を緩和するため、平成19年12月下旬から受け付ける予定としております。また、ログイン用データの申請受付開始は平成20年1月中旬頃となる見込みです。なお、新ログイン用カード／データの発行申請について、手順は従来と同様ですが、申請書の様式やログイン用データを作成する証明書発行支援標準システムが変更となる予定ですので、ご注意ください。申請受付開始のご案内及び手続の詳細につきましては、平成19年12月下旬頃に総合行政ネットワークポータルサイトのLGWAN運営主体からのお知らせ(LGPKIに関するお知らせ)に情報を掲載する予定です。

イ　新ログイン用カード／データ発行

新ログイン用カード／データの発行は、平成20年2月4日（月）から、申請受付順に開始する予定です。

ウ　職責証明書・利用者証明書の発行申請受付及び証明書発行

組織CAシステムで発行する職責証明書及び利用者証明書の発行申請受付、及び証明書の発行は、平成20年2月4日（月）から開始する予定です。なお、組織CAシステムでの証明書発行申請には、新ログイン用カード／データが必要となります。

エ　職責証明書・利用者証明書の失効申請

組織CAシステムで発行した職責証明書及び利用者証明書の失効は、平成20年2月4日（月）からCIRSによるオンライン申請が可能となる予定です。

オ　利用者証明書付帯情報の登録・更新・削除

利用者証明書の付帯情報の登録・更新・削除の入力は、平成20年2月4日（月）から可能となる予定です。

2　参加団体において対応が必要な事項

新システムへの切替えに伴い、参加団体（登録分局、証明書利用者、LGWAN責任者）において対応が必要な事項、対応条件、及び対応時期を図2に示します。

参加団体の対応事項		対応条件	対応時期					詳細説明
			平成19年	平成20年				
			12月	1月 25 30 31 4	2月	3月	4月	
(1)登録分局	現ログイン用カード／データの発行申請	有効な現ログイン用カード／データを不所持で、現行システムからの証明書発行又は付帯情報登録等が必要な場合	発行申請(書面)					3.(1)
	新ログイン用カード／ データの発行申請	全登録分局で必要	発行申請(書面)					3.(1)(4) 4.(2)
	登録分局要員の変更申請	登録分局の要員が変更となった場合	変更申請(書面)		変更(CIRS)			4.(1)
	現行システムで発行した職責証明書・文書交換証明書の履歴の保存	現行システムで発行した職責証明書・文書交換証明書の履歴を残しておきたい場合	証明書状態検索結果出力(CIRS)					3.(5)
(2)証明書利用者／登録分局	現行システムでの職責証明書・文書交換証明書の発行又は更新申請	平成20年4月頃までに職責証明書・文書交換証明書の新規発行又は更新が必要であることが判明している場合	発行／更新申請(CIRS)					3.(4)(6)
	現行システムで発行した職責証明書・文書交換証明書の失効又は廃止申請	現行システムで発行した職責証明書又は文書交換証明書の失効又は廃止が必要となった場合	失効申請(CIRS) 廃止申請(CIRS)	失効申請(書面)※平成20年9月末まで				3.(3) 4.(4)(5)
	新システムでの職責証明書・利用者証明書の発行申請	電子文書交換システム、電子申請システム、電子入札システム、電子申告システム等の利用において証明書が必要となる場合			発行申請(CIRS)			3.(2) 4.(3)
	新システムで発行した職責証明書・利用者証明書の失効申請	新システムで発行した職責証明書・利用者証明書の失効が必要となった場合			失効申請(CIRS)			4.(4)
(3)LGWAN責任者	文書交換証明書の付帯情報の登録・更新・削除	文書交換証明書の付帯情報を新規に登録する場合、文書交換証明書で登録済みの付帯情報を更新又は削除する場合	登録・更新・削除(CIRS)					3.(7)
	文書交換証明書の付帯情報の登録内容確認	文書交換証明書の付帯情報を登録済みで、利用者証明書の付帯情報を登録し直す場合	登録内容確認(CIRS)					3.(8)
	利用者証明書の付帯情報の登録・更新・削除	利用者証明書の付帯情報を新規に登録する場合、利用者証明書で登録済みの付帯情報を更新又は削除する場合			登録・更新・削除(CIRS)			3.(9)

図２　参加団体において対応が必要な事項

3　参加団体における影響と対策

認証局システムの切替えに伴う参加団体における影響と対策について説明します。なお、実際の影響については、ログイン用カード／データ又は証明書の発行状況や利用状況により団体ごとに異なるため、必要な対策については各団体の判断で行っていただくようお願いします。

(1) 現ログイン用カード／データが利用不可能となる	
影響	平成20年2月4日（月）運用開始の新システムでは、現行システムで発行した登録分局責任者ログイン用カード／データが効力を失うことから、これによる証明書発行申請等は不可能となる。また、LGWAN責任者ログイン用カード／データによる文書交換付帯情報登録・更新・削除や一部を除くLGWAN基本サービスの利用も不可能となる（表1参照）。
対策	・新ログイン用カード／データの発行申請を行う※。特に、今後現ログイン用カード／データの発行又は更新を予定していた団体は、現ログイン用カード／データの申請は行わない。ただし、平成20年4月頃までに証明書を発行する必要がある場合（(4)参照）、又は文書交換証明書の付帯情報の登録・更新・削除を行う必要がある場合で、現在有効なログイン用カード／データを保有していない団体は、平成20年1月15日頃までに現ログイン用カード／データの発行又は更新申請を行う。 ※新ログイン用カードの発行申請は平成19年12月下旬、新ログイン用データの発行申請は平成20年1月中旬より受け付ける予定（発行は平成20年2月4日（月）以降）
(2) 発行済み職責証明書及び文書交換証明書が利用不可能となる	
影響	都道府県域CAシステムから発行した職責証明書及び文書交換証明書は有効期限満了前でも、都道府県域CAシステム廃止（PrintableString:平成20年3月末、UTF8String:平成20年9月末）とともに利用が不可能となる。
対策	・継続して利用する証明書については、移行期間（平成20年2月4日から同年9月末の間）に組織CAシステムから発行を行う※。 ※文書交換証明書の場合は、利用者証明書を発行する。
(3) 発行済み職責証明書及び文書交換証明書のCIRSでの失効・廃止申請が不可能となる	
影響	平成20年1月26日（土）以降、都道府県域CAシステム発行の職責証明書及び文書交換証明書のCIRSによる失効又は廃止申請は不可能となる。
対策	・都道府県域CAシステムが発行した職責証明書及び文書交換証明書の廃止申請は行わない。失効は、申請書（書面）による申請を行う。
(4) 新システム運用開始直後、証明書発行に時間を要する可能性がある	
影響	平成20年2月4日（月）の新システム運用開始後、平成20年4月頃まで、各団体からの申請が集中し、ログイン用カード／データ及び全ての証明書の発行に時間を要することが予想される。
対策	・新ログイン用カード／データの発行申請を早めに行っておく。 ・平成20年4月頃までに有効期限が切れる証明書で更新を予定している場合、新規に証明書が必要となることが判明している場合、又は現在PrintableStringの職責証明書や文書交換証明書を利用している場合は、平成20年1月25日（金）までに、現行システムで証明書の発行又は更新を行うことも検討する※。 ※都道府県域CAシステムでの証明書発行等は平成20年1月25日（金）で停止するが、発行済みの証明書は、都道府県域CAシステム廃止（平成20年9月末）まで利用することが可能。平成20年9月末までの間に、再度必要な証明書を発行する。
(5) 発行済み職責証明書及び文書交換証明書の証明書状態検索等が不可能となる	
影響	平成20年1月31日（木）以降、都道府県域CAシステム発行の職責証明書及び文書交換証明書の証明書状態検索及び履歴参照をCIRSで行えなくなる。
対策	・必要な情報については、証明書状態検索結果をファイルに出力又は印刷するなど、予め情報を取得しておく。

(6) 新システム運用開始直後、LGWAN 電子文書交換システムで利用可能な証明書の発行が不可能となる	
影響	平成 20 年 1 月 26 日（土）以降、文書交換証明書の発行・更新は受け付けない。又、新しく発行する「利用者証明書」は現行の LGWAN 電子文書交換システムでは利用できない。このため、平成 20 年 1 月 26 日（土）から LGWAN 電子文書交換システムが利用者証明書に対応するまで（平成 20 年 4 月予定）の間、現行の LGWAN 電子文書交換システムで利用可能な証明書の発行が行えない。
対策	・平成 20 年 2 月から 3 月末の間に文書交換証明書の新規発行又は更新（有効期限満了）を予定していた団体は、平成 20 年 1 月 25 日（金）までに現行システムで発行申請を行う※。 ※都道府県域 CA システムでの証明書発行申請受付は平成 20 年 1 月 25 日までであるが、発行済みの証明書は、都道府県域 CA システム廃止（平成 20 年 9 月末）まで利用することが可能。平成 20 年 9 月末までの間に、再度必要な証明書を発行する。
(7) 文書交換証明書の付帯情報の登録・変更・削除が不可能となる	
影響	平成 20 年 1 月 31 日（木） 17 時以降、発行済みの文書交換証明書への文書交換付帯情報登録、変更、削除が行えなくなる。
対策	・文書交換証明書の付帯情報の登録・更新・削除は、平成 20 年 1 月 31 日（木）17 時までに行う。
(8) LGWAN 電子文書交換システムの付帯情報の再登録が必要となる	
影響	文書交換証明書から利用者証明書への切替えにおいて、現在登録済みの文書交換証明書の付帯情報を引き継ぐことができない。新規に発行する利用者証明書に対して、改めて付帯情報を登録し直す必要がある。
対策	・必要であれば、平成 20 年 1 月 31 日（木）17 時までの間に、CIRS にログインし、現在登録されている文書交換証明書の付帯情報の内容を確認しておく。利用者証明書発行後、その情報を元に付帯情報の登録を行う。
(9) LGWAN 電子文書交換システムの宛先が複数表示される	
影響	利用者証明書を発行し付帯情報登録を行った場合、都道府県域 CA システム廃止（平成 20 年 9 月末）までの間、LGWAN 電子文書交換システム上で、これまで登録済みの宛先及び新規に登録した宛先の両方が表示される。
対策	・利用者証明書の付帯情報の登録は、なるべく都道府県域 CA システム廃止直前に行う（文書交換証明書の有効期限がそれ以前に満了となる場合は、満了日の直前）。 ・利用者証明書の付帯情報登録後は、都道府県域 CA システム廃止までの間は、文書交換証明書、利用者証明書の双方で文書の到着を確認する必要がある。

	対象サービス	現ログイン用カード／データ		新ログイン用カード／データ	
		登録分局責任者	LGWAN責任者	登録分局責任者	LGWAN責任者
証明書発行等	都道府県域CAシステムの職責証明書発行・更新・失効・廃止	×	―	×	―
	都道府県域CAシステムの文書交換証明書発行・更新・失効・	×	―	×	―
	組織CAシステムの職責証明書発行・更新・失効・廃止	×	―	○	―
	組織CAシステムの利用者証明書発行・更新・失効・廃止	×	―	○	―
LGWAN基本サービス	文書交換付帯情報登録	―	×	―	○
	組織管理システム	―	×	―	○
	アカウント等管理システム	―	×	―	○
	地方公共団体基本情報管理システム	―	○	―	○
	その他共通認証サービスを利用する基本アプリケーション	―	○	―	○
LGPKI業務	登録分局自己点検システム	○	―	○	―

表１　ログイン用カード／データによるサービス利用可否（平成 20 年 2 月以降）

4　各種申請手続きの変更について

新システムの運用開始に伴い、登録分局から認証局に対する各種の手続きが変更になるものがあります。なお、詳細については、平成19年12月下旬頃に総合行政ネットワークポータルサイトのドキュメントライブラリ（LGWAN運営主体）で公開する予定のLGPKI登録分局運営の手引の改定版をご覧ください。

(1) 登録分局要員変更申請

平成20年2月4日（月）以降、従来の書面による手続きに代わり、オンライン（CIRS）での手続きが可能となります。ただし、登録分局責任者印の変更の場合は、これまでどおり書面による手続きとなります。また、ログイン用カード／データを所有していない場合、又は有効期限切れとなっている場合の変更申請についても、同様にこれまで通り書面による手続きとなります。

(2) ログイン用カード／データ発行・更新・失効申請

手続きの流れは、これまでと同様ですが、申請書の様式が一部変更になる予定です。

(3) 証明書発行・更新申請

平成20年2月4日（月）以降、職責証明書及び利用者証明書の発行又は更新申請においては、証明書に記載する組織名称が、予め「組織管理システム」に登録されている必要があります。

また、利用者証明書の発行・更新申請においては、利用者証明書に記載する名義（一般名）情報が、予め「アカウント等管理システム」でアカウント情報として登録されている必要があります。なお、職責証明書に記載する名義（一般名）については、これまでどおり、手入力となります。

組織情報は現在においても登録可能であり、組織管理システムにより必要な情報を早めに登録しておくことを推奨します。アカウント等管理システムによるアカウント情報の登録は平成20年2月4日（月）から可能となります。

(4) 証明書失効申請

都道府県域CAシステムで発行した職責証明書及び文書交換証明書の失効については、平成20年1月26日（土）以降、CIRSでの申請が行えなくなります。これら証明書の失効については、書面での申請とします。平成20年2月4日（月）以降に組織CAシステムから発行する職責証明書、利用者証明書の失効については、従来と同様に、CIRSで申請可能です。

(5) 証明書廃止申請

都道府県域CAシステムで発行した職責証明書及び文書交換証明書の廃止については、平成20年1月26日（土）以降、申請を行う必要はありません（申請自体が行えません）。平成20年2月4日（月）以降に組織CAシステムから発行する職責証明書及び利用者証明書の廃止については、従来と同様にCIRSでの申請となります。

5　その他

(1) アプリケーション認証局システムの運用について

ア　システム切替え前及び切替え期間中の運用

本最適化事業では、アプリケーション認証局システムに特に変更はありませんが、システム切替えのため、証明書（Web サーバ証明書、メール用証明書、コードサイニング証明書）の発行及び更新申請は、平成 20 年 1 月 26 日（土）から 2 月 3 日（日）の間受け付けを行いません（なお、上記期間中の失効申請については、申請書（書面）による申請となります）。また、システム切替え前の証明書の発行及び CSR 申請で発行した証明書のダウンロードの期限についても現行システムの運用と同様のスケジュールとなります。

イ　システム切替え後の運用

システム切替え後の証明書発行・更新・失効申請又は証明書のダウンロードなど CIRS を使う業務は平成 20 年 2 月 4 日（月）から可能です。また、システム切替え前に発行した証明書のダウンロードも可能です。ただし、CIRS を使用するためには、新ログイン用カード／データが必要となります。このため、システム切替え前に発行した証明書については、極力、平成 20 年 1 月 31 日（木）17 時までにダウンロードをお願いします。また、システム切替え作業中（1 月 31 日（木）17 時から 2 月 3 日（日））は証明書のダウンロードはできません。

(2) 新システム運用開始後の混雑緩和について

平成 20 年 2 月 4 日（月）の新システム運用開始後、各団体からのログイン用カード／データの発行申請や、証明書の発行申請などにより、LGWAN 運営主体の業務が増え、ログイン用カード／データや証明書の発行に、通常よりも時間を要することが予想されます。

この混雑を緩和するため、平成 20 年 4 月までは必要最低限の証明書発行申請にとどめること、又は CSR 申請による証明書発行についてもご検討ください（CSR 申請は通常申請に比べて、LGWAN 運営主体での業務量に大幅な違いがあります。また平成 20 年 10 月からは、これまでの通常申請を取りやめ、CSR 申請のみとなる予定です。）。

(3) 都道府県域 CA システムの自己署名証明書を使用しているシステムについて

電子申請システム、電子入札システム等のアプリケーションシステムで、職責証明書の検証等の目的で、都道府県域 CA システムの自己署名証明書をアプリケーションシステムに組み込んで使用している場合、平成 20 年 2 月 4 日（月）以降に発行される職責証明書の自己署名証明書は組織 CA システムのものとなりますので、ご注意ください。

なお、各アプリケーションシステムで都道府県域 CA システムの自己署名証明書を使用しているかどうかは、LGWAN 運営主体では把握しておりませんので、各アプリケーションシステムの提供者へ確認をお願いします。また、都道府県域 CA システムは、平成 20 年 9 月末に全て廃止となりますので、併せてご注意ください。

(4) 職責証明書切替えに伴うアプリケーションシステムでの登録情報の更新について

電子申請システム、電子入札システム、電子申告システム等のアプリケーションシステムのうち、利用時に職責証明書の登録を行うアプリケーションシステムについては、職責証明書の切替えに伴いシステムに登録した職責証明書の更新が必要となる可能性があります。各アプリケーションシステムで更新が必要かどうか、また必要である場合の更新手続き等につきましては、LGWAN 運営主体では把握しておりませんので、各アプリケーションシステムの提供者へ確認をお願いします。

（参考）地方公共団体組織認証基盤における組織 CA の認証局システム最適化について

1　事業概要

(1) 認証局システムの最適化

地方公共団体組織認証基盤（以下、「LGPKI」といいます）の組織 CA は、現在、都道府県単位に設置された認証局システム（以下、「都道府県域 CA システム」といいます）により運用されています。都道府県域 CA システムは、証明書の 2 種類の文字コード（PrintableString 、UTF8String）に対応するため、都道府県域 CA システム（PrintableString）、都道府県域 CA システム（UTF8String）の 2 種類があります。このため、現在、組織 CA は、47 都道府県×2 種類の合計 94 の都道府県域 CA システムで構成されています（図 1）。

この組織 CA を効率的に運用するため、平成 19 年度から同 20 年度にかけて、都道府県域 CA システムが有する証明書発行等の機能を「組織認証局システム」（以下、「組織 CA システム」といいます）に一元化し、都道府県域 CA システムを廃止します。最適化後のシステム構成を図 2 に示します。

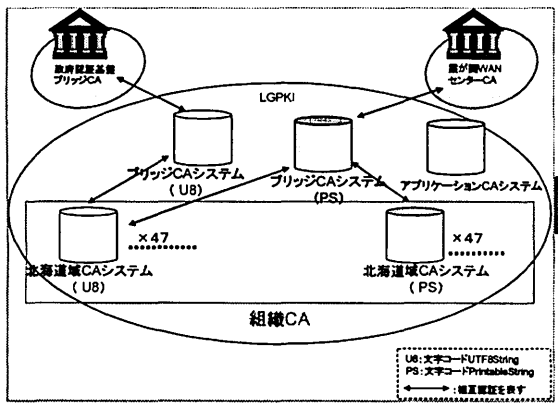

図 1　現在のシステム構成

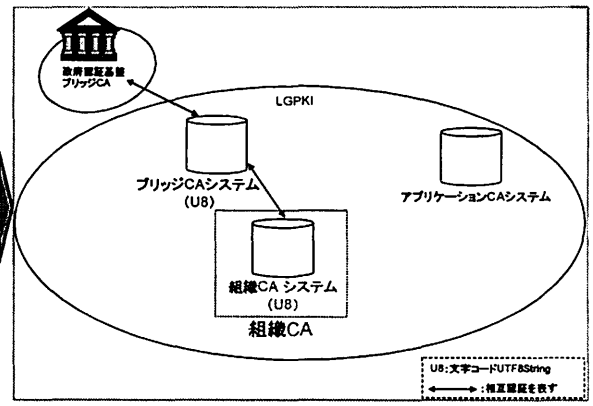

図 2　最適化後（平成 20 年 10 月時点）のシステム構成

(2) 文書交換証明書の廃止と利用者証明書の新規発行

組織 CA システムの運用開始にあわせて、各種アプリケーションシステムの利用者認証に使用することを目的とする「利用者証明書」を平成 20 年 2 月から発行いたします。利用者証明書は文書交換証明書に代わり LGWAN 電子文書交換システムでも使用されるもので、現在、都道府県域 CA システムから発行している文書交換証明書は、組織 CA システムで発行する利用者証明書への切替えが必要となります*。なお、LGWAN 電子文書交換システムにおける利用者証明書への対応時期は、平成 20 年 4 月の予定です。

現在

組織 CA（都道府県域 CA システム）
職責証明書
文書交換証明書
アプリケーション認証局
Web サーバ証明書
メール用証明書
コードサイニング証明書

組織 CA システム運用開始後
（平成 20 年 2 月）

組織 CA（組織 CA システム）
職責証明書
利用者証明書
アプリケーション認証局
Web サーバ証明書
メール用証明書
コードサイニング証明書

（注）アプリケーション認証局が発行する証明書に変更はありません。

図 3　LGPKI が発行する証明書

*文書交換証明書は都道府県域 CA システムが廃止されるまで有効であり、それまでの間に証明書の切替えを行ってください。

2　全体スケジュール

「1 事業概要」で示した認証局システム最適化に関する全体スケジュールは図４の通りです。

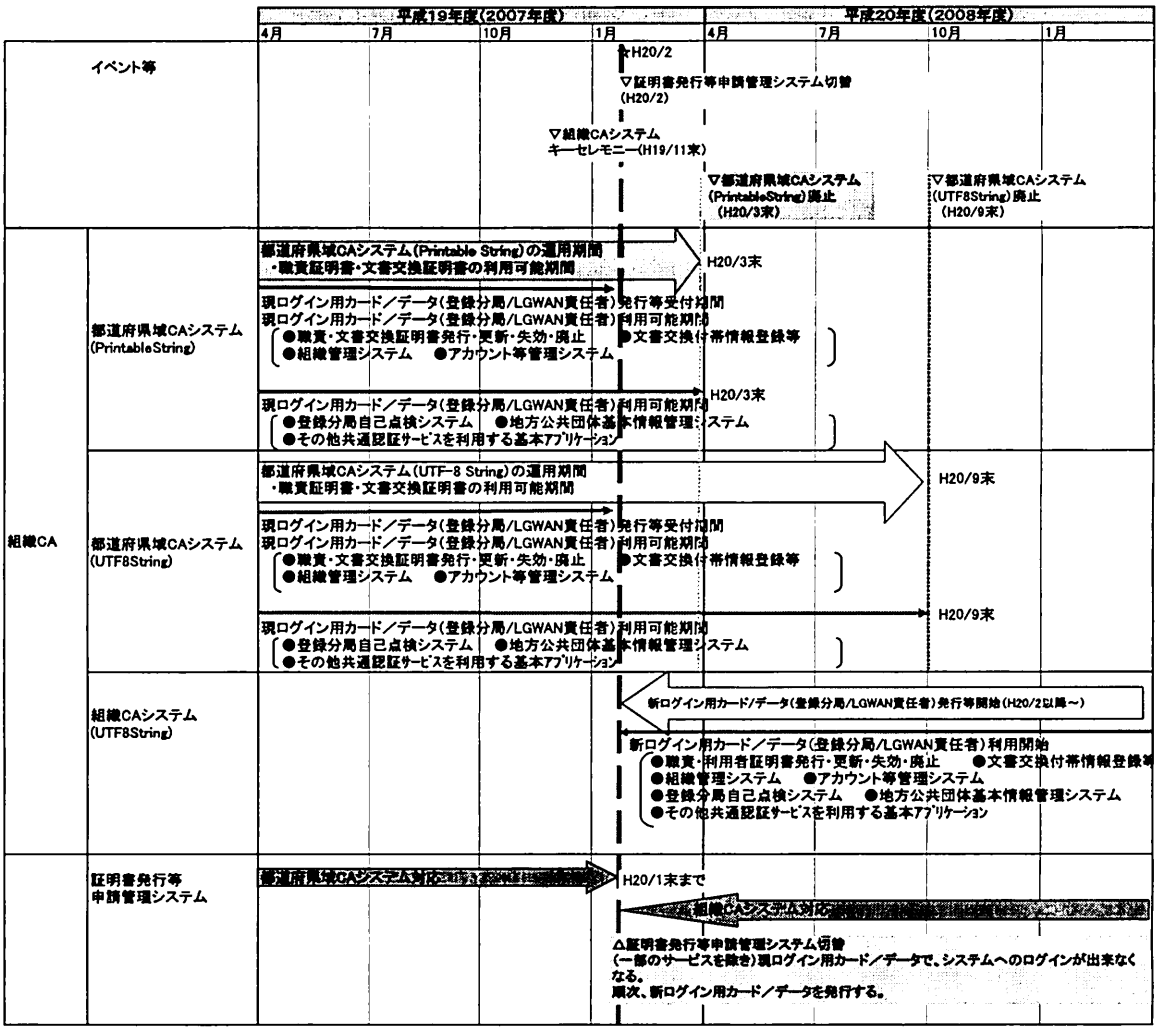

図４　組織 CA 最適化全体スケジュール

スケジュール中の主要なイベントは次の通りです。

ア　平成 20 年 2 月初：証明書発行等申請管理システム切替え

新たに構築する組織 CA システムから職責証明書及び利用者証明書の発行を開始します。この発行開始にあわせ、証明書発行等申請管理システムの切替えを行います。以後、都道府県域 CA システムでの証明書発行・更新は行えなくなります（失効は、申請書（書面）での申請方式で受け付けます）。

また、証明書発行等申請管理システムの都道府県域 CA システムから組織 CA システムへの切替えに伴い、現在ご利用のログイン用カード／データでは、新しい証明書発行等申請管理システムにログインできなくなります。各種証明書の発行等申請を行うためには、新しくログイン用カード／データを発行する必要があります。

イ　平成20年3月末：都道府県域CAシステム（PrintableString）廃止

都道府県域 CA システム（PrintableString）の運用を停止します。これに伴い、PrintableString 形式の証明書（職責証明書及び文書交換証明書）、及びログイン用カード／データは、有効期限満了前であっても、全て利用不可（失効の扱い）となります（PrintableString のログイン用カード／データは平成20年2月から同年3月末の間は、一部システムでのみ利用可能です）。

ウ　平成20年9月末：都道府県域CAシステム（UTF8String）廃止

都道府県域 CA システム（UTF8String）の運用を停止します。これに伴い、UTF8String 形式の証明書（職責証明書及び文書交換証明書）、及びログイン用カード／データは、有効期限満了前であっても、全て利用不可（失効の扱い）となります（UTF8String のログイン用カード／データは平成20年2月から同年9月末の間は、一部システムでのみ利用可能です）